

行政文書公開拒否決定通知書

平成27年1月19日

野村 一也 様

神奈川県警察本部長



平成27年1月4日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。  
なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。  
また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。  
上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る行政文書の内容	1. 交通取締目安または交通取締指数等の取締りの数値目標を示す文書（平成22年から平成24年） 2. 主要路線別 違反別検挙状況（平成22年から平成24年及び平成26年）ただし、車両全体の検挙数と二輪車に対する検挙数がわかるもの。 3. 港北警察署がおこなった主要路線別 違反別検挙状況（平成22年から平成24年及び平成26年）
公開を拒む理由	神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号該当 (理由) ・ 平成22年から平成24年の交通取締目標及び主要路線別違反別検挙状況については、保存期間が1年で存在しないため、公開することができません。 ・ 平成26年の主要路線別違反別検挙状況については、作成しておらず存在しないため、公開することができません。 ・ 主要路線別違反別検挙状況で二輪車に対する検挙数がわかるものについては、作成しておらず存在しないため、公開することができません。
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、 同日以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当課室	交通部 交通指導課 電話番号 045-211-1212 内線5132

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。